

独立行政法人制度改革関連法案のポイント

平成24年5月
内閣官房行政改革推進室

改革の方針

無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築

- 事務・事業の特性に着目したガバナンスを導入
- 新たな法人制度にふさわしい規律を整備

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

- 「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設
- 「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類

1. 組織規律

- ・主務大臣に法人の違法行為の是正命令権を付与
- ・監事・会計監査人の調査権限を付与
- ・適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記
- ・役員任命に当たり原則として公募を実施
- ・役職員の再就職規制を導入

2. 財政規律

- ・運営費交付金の適切な使用に係る責務を明記

3. 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み

- ・政策責任者たる主務大臣が、法人の目標設定から評価まで一貫して実施
- ・中期目標期間終了時に法人の存廃を含め業務・組織を全般的に見直し

4. 国民目線での第三者機関のチェック

- ・総務省に行政法人評価制度委員会を設置（委員は内閣総理大臣任命）。委員会は、中期目標・評価、中期目標期間終了時の見直し内容等を点検（主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

- 上記法案の施行に伴う関係法律（約350法律）の規定を整備

施行日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
（平成26年4月1日を予定）

※個別法人の統廃合等を含む個別法の改正法案についても、来年の通常国会に提出し、同日の施行を予定。